

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

業 者 名	住 所	備 考
株式会社 大林組	東京都港区港南2-15-2	

2. 指名停止措置期間

令和8年8月26日 ～ 令和8年9月25日 (1箇月)

3. 指名停止措置の適用範囲

笠間市が発注する建設工事等

4. 事实概要

(株)大林組が代表構成員を務める共同企業体が施工の中央新幹線第四南巨摩トンネル新設(東工区)ほか工事において、令和6年10月4日に発生した労働災害に関し、所管の労働基準監督署に事実と異なる説明を行っていたとして、令和8年3月24日付けで同社及び同社社員2名が鯉沢簡易裁判所から労働安全衛生法違反によりそれぞれ罰金刑の略式命令を受けた。

5. 指名停止の理由

「笠間市建設工事請負業者指名停止等規程」別表第2 第9号に該当するため。

＜笠間市建設工事請負業者指名停止等規程 別表第2＞

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 9 別表第1及び前各項に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、市工事等に相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1箇月以上9箇月以内

問い合わせ先
笠間市総務部財政課契約検査室
笠間市中央三丁目2番1号
電話 0296-77-1101(内線219・220)